

あつぎ

農委だより

2023年
8月1日
第92号
編集・発行
厚木市農業委員会



『ワイルド ふぁーむ』

上萩野の地で、
井上芳文さん(42)・

詠理子さん(28)ご夫妻が二人三脚で経営する農場、その名も『ワイルドふぁーむ』。
「農場は、山々に抱かれた自然豊かな景観で、ふと頭に浮かんだのが『ワイルド』でした。『ふぁーむ』は、そこに妻のやわらかさ・やさしさを表現するため、平仮名にしたんですよ」と、芳文さんが名付けの由来を教えてくださいました。

およそ150アール、サツカークラウンド約2個分の畑では、主軸となるトウモロコシとブルーベリーのほか、ニンジンやハーブなど各種野菜を栽培。収穫後は、畑に併設する売店や夢未市などで販売しています。

収穫期の1日は、午前中は出荷など、外回りの仕事を行い、午後からは畑での農作業と、毎日とその繰り返し。日々農業にいそしむお二人からは、強い情熱が感じられます。

脱サラからの転身

2016年に就農した芳文さん。前職はシステムエンジニアでした。農家の生まれでもなく、大学では数学科を専攻。農業とは全くの無縁だったそうです。

そんな芳文さんが、会社員を辞して農業経営を志したのは、…

(2面へつづく)



農業への思いと 日々の挑戦

農業経営を志したのは、「農業は生産から販売まで、仕事の責任や成果が全て自分に帰属します。また、食が人の生活において最も重要な要素だと考えており、自分たちが育てた作物を多くの人に食べてもらうことは、社会貢献につながると思い、魅力を感じたからです」と、その理由を語ってくれた芳文さん。

農業を生業にすることへの不安については、「前職でも予期せぬ困難に対処してきた経験を生かし、日々の挑戦を楽しんでいますよ」と気丈に話してくれました。

ベストパートナー

芳文さんは、就農前、農家の下でお手伝いをするなど、実務経験を積み、かながわ農業アカデミーでも1年間、農業の勉強に励みました。

一方、詠理子さんかながわ農業アカデミーで学ばれており、それが、ご夫妻の出会いの場に。



食べ頃のトウモロコシを丁寧に収穫

「結婚前、お付き合いしていた時も、どこかへ出掛けるよりも、2人で農作業をしていることが多かった」と、ほっこりするお話をいただきました。

魅力あふれる 3色のトウモロコシ

見た目のインパクトがあり、ジュシーで甘み強いホワイトコーン。

あまり流通していなかったこともあり、そこに着目した芳文さんは、自身の思い描く農業経営にマッチすると感じ、主軸をトウモロコシに決めたそうです。

畑には、黄色を基調としたバイカラーコーンが約12000本。白く輝くホワイトコーンが約18000本植えられており、収穫時期に合わせて段階的に植えられたトウモロコシが、何列にも連なっています。



約36,000本のトウモロコシ畑

その栽培準備は、収穫期を終えた秋冬の土作りから始まるそうです。

土を覆っているマルチは、トウモロコシ由来のものを使用。土に返るため、収穫を終えたとそのまますと混ぜて耕すことができます。寒さ厳しい2月、耕した土壌をマルチで覆い、土の温度が適温に達したところで、あらかじめポットで種から発芽したものを、まずはバイカラーコーンを6週にわたり、その後、ホワイトコーンを9週にわたり、段階的に植えていきます。

バイカラーコーンは、甘みが強い「甘々娘」のほか、香り高い「ミルフィーユ」の2品種を栽培。収穫期は、5月下旬から6月中旬となります。



「このブルーベリーいい頃合いだわ♡」

さらに今年は、レッドコーンの栽培にも挑戦しているそうです。その数約6000本。とても強く育てやすいようで、バイカラーコーンも、台風で倒れても数日後には自力で起き上がりつつあります。それよりさらに強いというのだから、たのしい。

赤紫色のモチっとした食感の実で、サマイモのような甘みや香りの「大和ルージュ」という品種を栽培。連作障害も起こりにくいよう、6月から7月にかけて植え、収穫期は9月以降となります。

ブルーベリーでサプライズ

ブルーベリーというと、皆さんがすぐに思い浮かぶのは、ジャムなどの加工品ではないでしょうか。しかし、「ワイルドふぁーむ」のブルーベリーは一味違います。「是非、素材そのものをそのまま食べてもらいたいです。まるでブドウのようなジュシーさと、甘酸っぱいおいしさに、皆さんが持つブルーベリーのイメージが覆されますよ」と、詠理子さんが収穫



未来について話し合う

しながら笑顔で話してくれました。プランター内のアクアフォーム（スポンジ状のもの）に液肥を吸わせた溶液栽培で、ハイブッシュ系、ラビットアイ系の21品種を育てています。

時には500円玉サイズの実がなることもあるというのだから、驚きです。収穫期は、6月中旬から8月下旬ごろまでとなります。

経営方針と未来への展望

「ワイルドふぁーむ」は、おもしろな農業形態やブランド化には興味を持っていません。また、ジャムなどの加工品への派生もしないとのこと。

「日々畑に足を運び、素材そのものを大切に、お客さまの満足を追求めるシンプルで堅実な農業経営を実践し、それを長く継続していくことを一番に考えています。また、継続化と経営規模拡大のために、将来は会社組織にきたらという展望があります」と芳文さんが話してくれました。

そんな、芳文さん・詠理子さんの思いが詰まった作物は、「JAあつぎ夢未市」や「青空と大地の市」で販売されています。また、収穫期の農場では、土曜・日曜のみ、併設の「ワイルドふぁーむショップ」で販売。ブルーベリー狩りも行えます。

「ワイルドふぁーむ」
厚木市上荻野3434-1
☎050-7118-5750
▶https://www.wild-farm-2016.com



みずみずしい大粒ブルーベリーと甘くてジュシーな採れたてホワイトコーン

新規就農者紹介

心地よい風が吹き抜ける5月中旬。色調豊かな緑の畑に目を奪われました。

そこは、ふさふさと柔らかな葉が一面に広がる畑。5月から6月にかけては、ニンジンの収穫期です。収穫しているのは、2021年に新規就農した舟本慎さん(46)。三田と下荻野の143アールの畑で露地野菜を栽培しています。



手際よく収穫していく舟本さん

農業への道

農業に興味を持ったのは、何げなく始めた家庭菜園からでした。家庭菜園を通じて農業の魅力を感じ、より深く学びたいと思っただけで、かながわ農業アカデミーで農業の基本を学び、市内農家での実習を経て新規就農者としてスタートを切りました。

選んだ農地は三田と下荻野。この地域は美しい自然に囲まれ、農業に適した環境が整っています。自らの手で野菜を育て、地元の方々に新鮮な食材を提供したいという思いが活力を高めています。

種まきから収穫まで

この日の舟本さんは、ニンジン収穫の真っ最中。ニンジンの周りの土を軽くほぐしながら、手際よく引き抜いていました。

収穫されたニンジンは、紅琳という品種。肉質は柔らかく、甘みが強いので、よりおいしく食べやすい味であるのが特徴です。

春収穫のニンジンは、年末に種をまきますが、同時に畑をトンネルのようにビニールシートで覆います。直接、冷気や雨水が当たらないようにし、厳しい冬の寒さをしのぐためです。この作業が皮の薄いおいしいニンジンを作る上で重要になります。トンネルは3月ごろ撤去。除草、追肥などを行い、5月に収穫を迎えます。

農業の喜び・目標

ニンジンのほか、キャベツやトウモロコシ、インゲン、ジャガイモなども生産。地元の気候や土壌の特性を踏まえ、それぞれの野菜に適した栽培方法を追求しています。

農業を始めて感じた喜びの一つは、直売所で消費者からの声を直接聞けることです。声を聞くことで、消費者の要望を知ることができ、より良い野菜の栽培につなげることが出来ます。地域の方々とのコミュニケーションを大切に、食卓に彩りを添える野菜を届けることができるよう、常に向上心を持って農業に取り組んできた舟本さん。努力の成果もあり、今では農協の直売所に安定した量を出荷でき

るまでになったそうです。「直売所で自分の野菜を手にしたお客さんから「甘くてとてもおいしいね」「柔らかくて、みずみずしかったよ」と声を掛けていただき、喜んでもらえることがとてもうれしいし、就農してよかった

と思える瞬間です」と語ってくれました。「今後はもっと規模を拡大していきたい、経営が安定してきたら大好きな野球観戦に行きたいな」と、はじける笑顔で話してくれました。



皮が薄く、色鮮やかなニンジン日々の努力の成果

国が定める 安心が大きい 担い手積立年金

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます
60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)であって年額60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。
家族一人ひとりの年金を! 女性の新規加入者が増えていきます

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます
自分が必要とする年金額に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の幅で千円単位)、経済状況や後継設計に応じていつでも見直しできます。

3 税制面で大きな優遇措置があります
●支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)
●農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
●所得受け取る農業者年金には、公的年金控除が適用されます。
(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円未満の場合は、全額控除できます。)
つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります

詳しくは...
農業者年金基金 検索 <http://www.nounen.go.jp>
手続きは、JAあつぎ本所、各支所、または、農業委員会事務局へ

今後の農業経営意向に関する調査へのご協力をお願い

近年、高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進み、農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農地の集約化等の取り組みの加速化が、喫緊の課題となっています。

そのため、令和5年4月1日に改正・施行された農業経営基盤強化促進法により、地域農業の将来の在り方を考える地域計画および農地利用の目標地図を令和5年度から2年間で策定することが法定化されました。

策定にあたり、農業者の皆さまへ、今後の農業経営に関するアンケートを順次送付させていただきます。

- 問 アンケート調査について
農業委員会事務局 ☎225-2480
- 問 地域計画について
農業政策課 ☎225-2800



- 調査対象者
農業振興地域内に農地を所有または農地を借りている世帯の経営主
- 調査項目
農業経営状況、今後の経営の意向、今後の農地の意向など
- 調査方法
協議の場の区域ごとに適宜、対象者に意向調査票を送付
- 回答方法
郵送、意向登録サイト、メールなど

推	進	委	員	の
活	動	記	録	

タブレット端末の導入

農地パトロールなどといった現地調査の効率化や、資料のペーパーレス化を目的とし、昨年度導入しました。

タブレット操作に慣れるため、農地での研修やチャットツールを用いた連絡など、身近に感じるよう努めております。



農地パトロール 実施中

農地の利用状況を把握するため、年4回、各地区担当の推進委員が中心となって農地パトロールを実施しています。

農業委員と推進委員が農地を巡回していますので、ご理解、ご協力をいただくとともに

各地区の推進委員が地域の農地を巡回!!

に、農地や農業に関するご相談がありましたらお気軽にお声掛けください。

今後の予定

今年8月と9月を農地パトロール強化月間とし、市内全域の農地を調査します。

調査結果を基に、遊休農地の今後の利用についての意向を所有者などに確認し、適正な利用や担い手への農地利用の集積・集約化に生かしてまいります。

申請から許可まで

権利移転・設定の手続きは、農業委員会が申請を受け付け、内容を審査します。毎月10日が申請の締め切り日、25日開催の定例総会において、審議、許可・不許可を決定します。

なお、申請締め切り日より、申請縮め切り日より、定例総会開催日が週休日などの場合は、翌平日となります。

農地の権利移転・設定をお考えの方は、事務局までお問い合わせください。

厚木市農業委員会事務局
☎225-2480



タブレットを手に遊休農地を確認

農地を取得した場合

農地法では、農地の所有者などの責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければなりません。

ご自身が耕作できない場合は、放置せず、厚木市都市農業支援センターにご相談ください。

厚木市都市農業支援センター
☎221-5511



農地法の目的

耕作者の地位安定および農業生産の増大などに向け、資産保有目的、投機目的などの農地取得を規制するとともに、高生産の経営体への集積を図っています。

農地法第3条の許可要件について

令和5年4月1日から農地法第3条の下限面積要件が撤廃されま

全部効率利用要件
すべての農地を効率的に利用すると認められること

下限面積要件
権利取得後に経営する農地面積が、下限面積を超えていること(厚木市は25アール)

農作業常時従事要件
必要な農作業に従事すると認められること(原則150日以上)

地域との調和要件
周辺地域の農業環境に支障を生じさせないこと

農地法第3条の3について

相続などで権利を取得した際は、農地法の定めにより、遅滞なく、農業委員会に届け出をする必要があります。

編集手記

物価の高騰ショックが続いており、農業分野においても農業機械の値上げや原材料不足により、肥料や農業用資材の値上げが顕著となっております。

農産物は、値上げのコストアップ部分を販売価格に転嫁しにくく、このままでは、農業経営が持続できなくなる農家も出てくる恐れもあり、そうすると、農地の遊休化が増加することも考えられます。

国会では、農地の集約化と人材の確保・育成、農地保全による荒廃防止などを指す農地関連法が可決されており、農地の保全に関して、農業委員会の役割がますます重要になると感じています。

農地は農産物の供給だけでなく、良好な景観の形成、農業体験の場の提供など、多面的な機能を有し

STOP 農地の違反転用

農地を農地以外の目的に利用する場合は、農地転用許可が必要です。(市街化区域内では届出が必要です)



農地を無断で転用すると、農地法違反になります。工事の中止はもちろん、農地への原状回復命令を受けたり、厳しい罰則が適用されることもあります。

まずは農業委員会に相談しましょう!

ております。

農地を守っていくためには、農地を大切に思う気持ちを持っていただき続けることが第一だと思っております。

これからも皆さまのご支援をお願いいたします。

最後に「あつぎ農委だより」の発行にあたり、ご協力をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

(Y)

毎週金曜日発行
月700円(送料込)

お申し込みは農業委員会事務局へ

全国農業新聞